

「集団的自衛権の憲法解釈をめぐる閣議決定に関する抗議（論旨説明）」

福音による和解委員会

このほど政府が閣議決定で集団的自衛権を容認したことに対し、日本ホーリネス教団は、安倍首相宛てに八月十五日付けで抗議文を送付しました。

その論旨説明をいたします。まず、前提として二つの事を認識しています。

前提一、教団の戦争責任告白

わたしたちは、戦時下の弾圧という受難と共に、信仰告白の不徹底や戦争協力といった加害責任を自覚している教団です。そのことについて一九九七年の第三十四回教団総会において戦争責任告白を採択しました。神と人との前に表明したこの罪責告白は、現在と将来においても真実なものとなることを願うものであり、今回の抗議文もそうしたい思いの中で作りしました。

前提二、安全保障の意見の多様性

今回の課題をめぐる多くの議論の背景には、近年の複雑な国際情勢とその危機意識があります。『りばいばる』紙八月号の平和特集「教会史における平和主義の変遷と悲劇」で概観したように、絶対平和主義を貫いた初代教会が、国家や公権力と密接になる過程で限定的武力容認や、あるいは十字軍のように異教徒に対する軍事行動をするよう

な悲劇にも変容しました。歴史上の戦争に対する教会の多様な立場に対しては、個別に批判的に検証する必要がありますが、現代の日本のキリスト者の間でも、安全保障に関する意見には多様性があり、それらを自己批判や他者との対話による相互批判を通して、戦争をめぐる倫理観の対話が深められ続ける必要があります。理解の多様性を前提とした上で、キリスト者として平和と和解を祈り求める文章となっております。

上記のことを前提として、どのような視点で抗議したのか説明します。

抗議一、立憲主義尊守の訴え

この閣議決定は、法治国家の原則に反しています。憲法99条によると為政者は『この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ』存在です。憲法を尊守すべき総理大臣と閣僚が、長く積み重ねてきた憲法9条の解釈を強引に変え、憲法の基本理念である平和主義を変質させることは、立憲主義に反する行為です。そして立憲主義は、キリスト教社会の中で培われてきた知恵でもあります。

抗議二、状況倫理の危うさ

「近隣諸国を敵視するような言動をしつつ、それを積極的平和主義と称するのは、詭弁でしかありません。…いたずらに危機感を煽り、自らの主張を正

当化して見せる手法は、愚民政策とでもいうべき姑息なものです」。歴史上、国家が戦争に向かう常套手段が、危機感を煽り、多様な意見を「愛する者と国を守る目的」に集約する手法です。危機的状況への対応として、国民を考えさせないように促す手法を「愚民政策」という強い言葉で表現しました。まるで国民を愚か者扱いしていることに等しい手法と言えるからです。

抗議三、平和憲法の実質的貢献の軽視

「武力を紛争解決の手段とせず、憲法9条によつて培ってきた日本の平和ブランドという国際社会における信頼と評価のイメージを傷つけることは、日本国民に何ら益するものではありません」。実際に紛争地で平和活動に尽力している方たちや人道的奉仕者が、日本の平和憲法が認知されているおかげで、信頼を得て奉仕活動に従事できる状況があります。そのような平和憲法の実質的効能を日本の「平和ブランド」と表現されることが増えてきました。戦後約七十年かけて培った「平和憲法を持つ日本」のイメージは大きな財産であり、日本人キリスト者の多くは、主イエスの愛敵の教えと平和憲法とを重ね合わせるように、信仰的倫理観として捉えてきたと言うことができます。